

第1回幌加内町議会定例会 第2号

令和4年3月8日(火曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第7号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について
- 3 議案第8号 幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第10号 幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第11号 幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第13号 幌加内町生活改善センター設置条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第14号 町道の路線廃止について
- 10 議案第15号 町道の路線廃止について
- 11 議案第16号 町道の路線変更認定について
- 12 議案第17号 町道の路線変更認定について
- 10 議案第18号 令和4年度幌加内町一般会計予算
- 11 議案第19号 令和4年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第20号 令和4年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 13 議案第21号 令和4年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 14 議案第22号 令和4年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算
- 15 議案第23号 令和4年度幌加内町下水道事業特別会計予算
- 16 議案第24号 令和4年度幌加内町奨学資金特別会計予算

(追加日程)

- 1 動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	7番	中村雅義君
	1番	中川秀雄君		2番	市村裕一君
	3番	中南裕行君		4番	藤井祐君
	5番	稲見隆浩君		6番	蔵前文彦君
	8番	小関和明君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細川雅弘君
副町	長	大野克彦君
教	育	村上雅之君
総務課	長	中河滋登君
産業課	長	清原吉典君
建設課	長	宮田直樹君
住民課	長	山本久稔君
保健福祉課	長	竹谷浩昌君
教育次	長	内山 涉君
会計管理者		蔵前裕幸君
地域振興室	長	新江和夫君
農業委員会	次長	櫻井美穂君
総務課	主幹	三浦依理子君
建設課	主幹	山田英樹君
教育委員会	主幹	柏原 潤君
保健福祉課	主幹	伊藤理加君
農業委員会	会長	鈴木努君
監査委員		菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局	長	加藤誠一君
書	記	岡田由美君

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告にしたがいまして発言を許します。2番、市村議員の発言を許します。

○2番（市村裕一君） 議長、2番。

○議長（小川雅昭君） 2番、市村議員。

○2番（市村裕一君） 上川移管後の事務は支障なく進んでいるのか質問をします。

平成22年に上川へ移管してから12年目を迎えています。一時滞った時期もありましたが、平成29年の衆議院小選挙区6区への変更、令和2年には士別地方消防事務組合への加入変更が実施できました。また、保健福祉医療関係は上川中部、その他は上川北部に移管されましたが、本町以外は上川としての歴史もあり、新参者の本町がその中に入って繋がりを創っていくことは、多少なりとも苦労があったものと考え、町長をはじめとする職員のご協力に感謝申し上げるところであります。こうした経過の中、現在、本町は他の市町村と遜色ない繋がりを持って経過をしているのか。また、現在の本町は事務遂行上支障無く行われているのかをお伺いしたい。

併せて、国・道の出先機関の移行も最終段階を迎えたと考えているが、聞くところによると、税務署のみが未だ深川税務署であるとのことであるが、これはどのような理由で上川に移管されていないのか、深川税務所も所管する税務署が旭川であるから問題無いようにも思われるが、町民の利便性を考えた時にこのままで良いのか、これを残したままで真に上川の各市町村と同じ立場になったと考えて良いのか少々疑問に思うので、町長の考えを伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

ご質問にありますとおり、平成22年4月に北海道における本町の行政区が空知から上川に移管し、この4月で本当によろしくなのか、まだなのか、というところですが12年目を迎えます。移管にあたっては私自身も様々な思いがありますが、行政として移管を決めたからには「メリットを最大に・デメリットを最小に」ということを念頭に進めてきたところです。経過ですが、国や北海道の窓口として、北海道警察は1年遅れの平成23年に深川警察署から士別警察署へ、平成25年には年金事務所が砂川から旭川へ移管となりました。長年の懸案でありました、最も身近な代議士を選出する国政の衆議院小選挙区が10区から6区へ平成29年6月に変更され、ようやく行政運営の

土台ができたものと安堵したところです。翌年 30 年 4 月には労働基準監督署と公共職業安定所が滝川から旭川へ変更となりました。また、令和 2 年 4 月には、消防関係が深川地区消防組合を脱退し、土別地方消防事務組合へ加入となり、いずれも移管後は支障なく行政事務を進めているところでもあります。そのほか、し尿処理、介護認定事務など連携して行う行政業務に加え、広域観光による地域振興なども、おかげさまで円滑に運営されているところです。ここに至るまでには、想定内、想定外のこともあり、かなり時間を要しましたが、各関係機関やご尽力をいただいた沢山の方に改めて感謝を申し上げる次第です。議員ご指摘のとおり、税務署に関しては、窓口は未だ深川税務署となっております。移管当時あるいは以前から数度にわたり上川への移管要望は行ってきておりますが、税務署の変更に関しては「財務省組織規則の改正」が必要とされ、各税務署の規模や事業者数、人口等によってエリアを決めており「北海道の事情による支庁再編で変更することはない」との回答であります。ただ、国税業務については事務の集中化を優先し、令和 3 年 7 月からは、旭川中（なか）税務署、名寄税務署及び深川税務署の 29 の事務が試験的に「札幌国税局業務センター旭川分室」へ集約され、集中化が強まっているところです。また近年はインターネット申告が推進されており、町内でも個人、団体ともに「e タックス申告」が普及、拡大しております。商工会では 99%が e タックスを利用しており、全く問題ないと回答を得ております。そして税経対策協議会においても支障はないとの確認をしており、現行体制で町民の方にあまりご不便なことはないものと判断しておりますが、また今後、具体的な問題が生じた場合には改善等も含めて、引き続き要請をしまいたく存じます。

「真に上川の各市町村と同じ立場か」とのご質問ですが、本町は、位置的にかなり特異な要素があり、上川に移行する前の空知時代も 2 次医療圏は旭川市でありましたし、現在、森林関係においては、国においては北空知の位置付け、北海道においては上川南部という位置付けです。また、河川管理においても国直轄河川は国交省北海道開発局、窓口は札幌開発建設部、北海道管理河川は上川総合振興局の旭川建設管理部になっております。これらは、国や道の機関の変遷や治水流域から考えても、本町に限らず分野によって他の自治体も同様なケースがあり、やむを得ないものと認識しております。私共の私見も入りますが、国、道の機関や上川の各市町村との連携については、この 11 年間で着実に良好な関係を築きながら進めていると認識をしていますが、真に上川の一員になるには、単に行政窓口だけではなく、各種団体の活動や住民の感情といった観点からは本町開闢以来、空知 100 年の歴史を築き上げてきました。この歴史を 10 数年で一変することは、非常に難しいと実感しております。本町住民、あるいは上川各市町村の住民が「幌加内町は昔、空知だったんだ」ということすら言われなくなるには、極端なことを言えば、我々の代が変わり 100 年かかるのではないかと思うところでもあります。しかしながら、行政サービスの面では、前述のとおり移行が進み、加えて、国が進めております、DX（デジタルトランスフォーメーション）や Society5.0（ソサイエティ 5.0）など、国や道の機関においてもデジタル化が加速しております。時代の変化に対応しながら、住民の利便性向上や上川管内各市町村との広域的な取り組み及び関係構築を更に強化、推進して参りますので、町民並びに議員各位にもご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。以上で答弁を終わります。

○2番（市村裕一君） 議長、2番。

○議長（小川雅昭君） 2番、市村議員。

○2番（市村裕一君） 今、町長からつつがなく進行している、現実にはそんなに問題がないとの答弁がありました。

私個人の考え方もかもしれませんが、私も議会議員になってちょうど12年目を向えています、上川移管と同じ年数が経過しています。初めて議会議員となった時に上川の各市町村のところにあいさつ回りに行きました。その時に一番感じたのは富良野地区、富良野が日本でもブランド化になったかなと。富良野市そして富良野町、富良野農協とひとつの行政と農協がひとつのパッケージとなって、その地域を盛り上げている。そして農産物のブランド化を図ってっており、すごいなと思っていた。今、現状、上川を見ていると旭川も8町村が旭川市と協定を結び、その旭川地区の農協が今ひとつになろうとしている。そして今、士別市、名寄市と4市が上川の中で農協と行政がきちんとタッグを組んで全国に発信をしていく。私もいろんな付き合いをさせてもらっていますが、そこで今、幌加内を振り返ってみると幌加内のJAは空知、行政については今は上川で頑張っている。町長にどうかではなく、現実、町長が幌加内を旗振ってリードをしていくわけですから、そのことも踏まえながらこの幌加内の1次産業をどう進めていくのか。町長、大変難しいとは思いますが、この事も少し町民にもアピールしながら議論をしていかないと、いくら事務的にうまく行っても、これから幌加内を背負っていく農業の担い手が一番心配をするのではないかと思われる。その辺、通告はしないですが町長の考えがあれば伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えになるかわかりませんが、振り返れば私も行政マンとして当時の市町再編の事務にあたりました。空知から上川に移管するにあたり町民に沢山の聞き取り調査を行ってきました。やはり一番大きな問題として、経済団体である農協あるいは土建業である土建業者。そういった組織はどちらかと言うと「上川に移管は反対である。」との意見を頂いたところでもあります。しかしながら「行政が決断をしたからにはこれは町民の意見だ。」という事で、「その決定については反対はしない。」との後押しをされながら移管をしたのではないかと記憶をしています。そして実際に移管をして先程申し上げた、各種団体活動の中にはやはり1次産業である農業団体と行政がスクラムを組んで前に進むような、そんな場面が沢山あります。例えば今、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町、1市3町で加盟をしている「日台親善協会」。北海道で18番目にできた団体です。目的は行政と1次産業が一体となって親善を図って、あわよくば台湾に物流交流、こういったものを相互に行うのではないかと動きもあります。あるいは、観光産業も一緒に盛り上げていこうとなっています。その中で本町だけ、農協が別な団体という時に極めてやりにくいという場面は多々あります。しかし、経済団体に対して行政が云々と言ったことはなかなか難しい。先程申し上げましたが、本当に上川に仲間入りするには100年がかかる。その100年の中には農業団体、経済団体、土建業会もそうですが、そういった皆さんが自ら「こっちの方が良いのかな。」と判断をされて、そして軸足を少しずつずらしてそういった時に行政がお手伝いをする。こういった流れに自ずとっていけばありがたいのかなと思っている次第です。

○2番（市村裕一君） 議長、2番。

○議長（小川雅昭君） 2番、市村議員。

○2番（市村裕一君） 私自身も農協の役員をしていた経験もあるので、農協の事情もすごく理解をしています。そう簡単に一長一短にいくものではないと思っています。しかし先を見た時に、そういう事も含めながら行政もこれから進んでほしいと思っています。

次に2点目にいきます。

水田活用直接支払い交付金の見直しについて伺います。

昨年末に打ち出された水田活用直接支払い交付金の見直しについて、北海道農政部では「水田活用の直接支払い交付金見直しにより懸念される事項について」これは案ではあるが、昨年12月に打ち出している。これは大きく8点ほど示されています。「飼料用米の増加」、「用水不足」・「基盤整備への影響（計画的な基盤整備が進まなくなる。所得低下により投資意欲、整備意欲の減退）」・「自給飼料作付面積の減少」・「経営収支の悪化、離農発生」・「土地改良区の維持管理への影響」・「治水機能の喪失による影響」などが指摘されており、これは本町にとっても大きな問題であるにとらえています。今のところ制度改正は確定したとは認識していないが、これが確定されたとき本町の農業はどの方向に進むべきか熟慮するべき時期と考えます。昨年よりスタートした第6次幌加内町農業振興計画では受け取り方によっては問題の無い計画にも思えます。しかし、計画策定段階ではこのようなことは予想されていない訳であり、計画には何ら反映されていないと言っても過言ではないと考えられます。そこで、これまであまり例が無いとも聞いているが、次期水田活用直接支払い交付金制度の期間は令和8年までの5年間であり、農業振興計画の計画期間満了が1年前であることから、農業振興計画の実施計画を策定し、農業者の目標を定め、制度満了前には体制を整えることが必要ではないかと考えます。そのため、計画の策定にあたっては、当然、農協、土地改良区とも議論する必要があるが、微力ながら我々議員としても協力したいと考えているところであります。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

国は水田活用の直接支払い交付金の見直し方針を示され、今後5年間で一度も水張りが行われていない水田を除外するなど、転作奨励金制度が大きく変わる制度改正を示したところです。また、除外する水田については、当初、過去5年間の水張り実績でしたが、その後、今後5年間の水張り実績を要件とする方針に変更されております。今朝出がけに見ました新聞でも「2022年、今年に限って牧草の転作に緊急助成を行う」との報道があったところであり、この制度については、まだまだ未確定要素が多いのかなと感じています。これらを受け、北海道においては、オール北海道として対応するため、ご質問にありました問題点などを軸に、関係機関、関係団体で構成される連絡会議を設置し令和4年度に対応をするとされております。この本制度の見直しに伴う農業振興計画の実施計画の策定についてですが、行政や農協、土地改良区などの農業団体が組織する幌加内町地域農業再生協議会において、経営所得安定対策を円滑に実施するため連携体制の構築をするものとされており、地域が抱える課題や取組み方針、目標を示しているところであり、地域農業再生協議

会が担うことで体制は整っているものと考えております。すなわちこの問題に関しても、実行部隊については地域農業の再生協議会、ここが最先端に立って担うべきではないかと思っているところです。しかしながら本町としましても、先ほどのオール北海道での対応を含め、今後5年間の中で国が地域の声をどのように反映し制度改革を確立していくのかを注視し、制度内容の把握や情報の共有などを、地域再生協議会や関係団体とも、より一層の連携が必要になると考えているところです。また、今回の制度内容を後ろ向きにではなく前向きに捉え、農業振興を後退することなくいち早く対応するため、土地改良事業を実施した農地については、水田としての維持についての方策を検討していただきたいと私どもは思っています。関係する生産者の皆様におかれましても是非ご尽力いただきたくご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。以上で終わります。

○2番（市村裕一君） 議長、2番。

○議長（小川雅昭君） 2番、市村議員。

○2番（市村裕一君） 今月の4日に旭川で農林水産省の企画課水田農業対策室長の職員の方と講演を聞きに行ってきました。そこで町長が言うように、「5年かけてこれを見直していく。それは全国を回り、いろんな所の意見を吸い上げて最終的に令和9年に向けて確定をしていく。」との言い方をしていました。その前段のあいさつの中で、「水田構築の協議会も勿論そうですが、基本的に幌加内なら幌加内のこの決め事、これをきっちりとしたものに対して再生協議会の方に上げていく。それが全道に向かっていき全国に向かっていく。順番がある。」との話しであった。行政がある程度中心となって物事をきちんと幌加内なら幌加内のものを決めていく、ひとつのベースを作っていない事には、ただ単にそこに任せるのではなく、ある程度その中に入って幌加内の行政としての農業の基幹をきちんと示していくのが大事かなと思います。農林水産省の職員も言っていました、「最終的には政治が決める。私どもは提案をして、いろんな意見を集約して最終的には政治屋さん決めてもらう。その時にはイコール、今でいえば地域からいろんな先生方が地方から出てきている。その先生方がそれに沿って意見を持っていくだろう。そういう事も総合的に踏まえながらこの大きな転換期には向かっていくだろう。」と。そういう事を踏まえていくとやはり、上川というひとつの大きなブランドの中で、まずは「幌加内がこうだよ。」と。そして上川に意見を持って上川の中でいろんな議論をしてもらうという、ひとつの枠組みがあると思うのです。町長が言うように再生協議会に任せると言われるとそれまでとなるが、その前に行政としての、せっきく振興計画の樹立をしているので、ある程度中に入れていってもらって、再生協議会とそれもすり合わせていき、最高の姿を作っていくのがどうかと思うが。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

再生協議会に任せるとはではなく、私はあくまで実行部隊と言わさせてもらいました。いろんな声を聴きとる、そして再生協議会としてどうゆう判断をするのか。そういったものを受け取めて行政としてなんらかの判断をしなければならないと思っています。先程、政治家が最終的に決めると言いましたが、政治家にお伝えするのもやはり行政の役割ではないかと思っています。しかし個人的

には、町史などを紐解いていきますと北海道開拓以来、開拓した人は北海道でお米を作付けするといったものを目標に開拓をしているかなと思っています。幌加内に入植をした方も同じ思いで入ってこられたと思います。そのためには水をひく、本当に大変なご苦勞をされて水をひいて守ってきたわけです。私自身は、この水の権利というものを堅持していく。こういった姿勢は必要かと思えますし、そのためにはやはり生産者の皆さんも是非ご協力というか、ご理解を頂きたいと思えます。そのことによって、先程、課題があげられておりました、水田を守っていかないと基盤整備事業にも影響をする。あるいは地価の変動にも影響をする。様々な影響が降りかかってまいります。最終的には生産者の皆さんが、ちょっと言葉が悪いですが天井に向けて唾を吐くような結果にはしたくない思いもあります。様々な問題を含めて検討してもらいたい。しかし最後、政治が決めていくとの事でしたが私は最後はやはり農業者が決めるものだと思います。農業者が何処を選択するのか、これがどういったスパンで先を見越して選択するのか。後継者がいない方、後継者がおられる方でやはり選択肢が変わってくると思われまます。そういったものを全部集約しながら私共は取りまとめたいと思っている次第です。

○2番（市村裕一君） 議長、2番。

○議長（小川雅昭君） 2番、市村議員。

○2番（市村裕一君） 町長の答弁、理解をします。再答弁はお願いしませんが、今まで幌加内に基盤整備で750町歩、皆がお金を出しあって基盤整備をしてきたものがあります。町長が言うように、水は本当に幌加内の財産である。私も考えとしては750町歩をなんとか守れるように。今国が言っているのは、「ローテンションを組んでほしい。水田を作りながら麦、大豆、そういったものを作りながら水張りを守ってほしい。」と言うのが今、提示をされているようです。その辺の事を基本におきながら幌加内として財産を守っていく。町長と同じ考えですが、この水の財産を守っていく事が一番大事なのかと思っています。これからも今直ぐに結論が出るものではないので、5年かけてきっちり私もまた質問をしたいと思えます。質問を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで市村議員の質問を終わります。

次に、7番、中村議員の発言を許します。

○7番（中村雅義君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、中村議員。

○7番（中村雅義君） 通告に従いまして、質問をします。

今回の質問に関しては、長引くコロナ禍の感染者がなかなか減らない中、各業種弊害がでていくことから3点伺います。

1点目として、コロナ禍対策について伺います。

一昨年から新型コロナウイルスがまん延し、猛威を振るっています。現在オミクロン株が猛威を振るい全道的に蔓延し、未だ収束の目処が立っていません。今回の感染は重症化がしづらいつわられています。感染力が強く本町においても十数名が感染したようです。住民としては不安がいっぱいである。昨年、2回目のワクチン接種を終え今年に入り医療従事者を始め、65歳以上、65歳以下と順次3回目のワクチン接種が進んで行くと思うが、いまだにコロナの収束の兆しが見えない



中、今後、更に広がるとなれば4回目のワクチン接種を行うことになった場合、更には毎年のようにワクチン接種を行わなければならないといった場合に、ワクチン接種に個人負担が発生することが考えられるが、その場合の町としての対応はどのように考えているのか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えいたします。

まず、本町の接種状況について申し上げます。本町では、1月19日から医療従事者を対象に3回目の追加接種を開始し、現在、65歳以上の高齢者への接種を実施しているところであります。その後、3月中旬からは12歳から64歳までの方への接種を開始し、3月末には終了する予定となっております。また、4月中旬からは5歳から11歳までの小児への1回目の接種を開始し、5月中旬には2回目の接種を終了する予定としております。ご質問の4回目以降のワクチン接種に係る個人負担についてですが、現在進められております新型コロナワクチン接種につきましては、コロナだからといって特別に作ったものではありません。予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、同法第6条第1項の「臨時接種」として実施しているもので、その接種に係る費用は、全て国が負担することとなっており、個人負担は発生しないこととなっているところであります。4回目以降のワクチン接種の実施に関しては、実施するのか、しないのか。実施するとしてもどういった位置づけで行われるのか、全く不明であり、明確なお答はできないのでご理解を賜りたく存じます。今後、実施することが決定され、接種に係る個人負担が発生するような場合には、その対応について検討して参りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○7番（中村雅義君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、中村議員。

○7番（中村雅義君） 臨時接種に関しては、国で負担をすとの事でした。住民としてはコロナ禍の中で不安な状態をずっと続けていますし、幌加内を見ると高齢者が多い、年金者が多い部分がある。その中でいつかかるのか分からない。町長になる時に「自然に人にやさしい町づくり」を唱えています。国からの指針ばかりではなく、攻めの部分の中で町独自の部分の中で、「幌加内はこうなった時にはこうする。」など、先を見ながらやっていくのもひとつの住民サービスだと思っているし、有効なワクチンが新たに日本製のものが出るかもしれません。一番問題なのは治療薬が出来れば町民としては一番安心するのではないかと思いますし、今までのインフルエンザと変わらないようになるのかと思っています。そうなった時、治療薬が出た場合、その部分についても先んじて町として補助をしていくものがあるのかどうか、先を見通せない部分が多々あると思いますが伺いたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 私もワクチン、治療薬、そういったものがこれからどうなるのかわかりませんが、もし仮にあった場合は町民の負担をなるべく軽減していきたい思いはあります。例えば有

料であれば、現行のインフルエンザの補助、あるいは中学生以下無料制度などいろいろ策を講じております。そういったものと比較をしながら対応をしていきたいと思っています。また、治療薬についても、これもどうなるのかわかりませんがインフルエンザと同等レベルなのか、やはりコロナとしてまだまだ別な対応をしていかなければならないのか、そういったものも判断をしながら町オリジナルな施策、医療、介護、福祉の中で沢山実施をしています。他と劣ることなく策に先手を打って施策をしたいと考えています。

○7番（中村雅義君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、中村議員。

○7番（中村雅義君） 町長の前向きな答弁をしていただいた中で、何を置いてもコロナが収束をするばかりですが、平穏な町に戻ればと思います。幌加内の医療関係ばかりではないですが、住民に対するサービスは本当に他町村から見ればかなり良いのは存じています。そのことを含めながら前もって先へ先へと行っていただきたいと思っています。

2点目について、コロナの影響による経済対策について伺います。

一昨年の緊急事態宣言、昨年と今年はまん延防止等重点措置などによる経済対策は新型コロナウイルスによる経済の減速は計り知れないものとなっている。特に飲食宿泊業やそば加工業者など影響が甚大であります。今まで町としても感染症対策事業、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金など経済対策をしてきたが、あまりにもこのコロナの影響が長引き、このまま人の流れ、消費低迷が続くと経営が立ち行かなくなり、雇用にも影響を及ぼし、ひいてはより一層過疎化に拍車をかける恐れがあるが、町独自の思い切った救済措置等はどう考えているのか、また、加工品などの商品のPRはどう拡大して行くのか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

永いコロナとの戦いとなって、まだまだ予断を許さない状況となっています。この間、商工観光事業者におかれましては、この対策にご理解ご協力を賜り敬意と感謝を申し上げる次第です。町の一大イベントであります、「新そば祭り」、「朱鞠内湖水祭り」も2年連続の中止、その他、各種イベントの縮小開催や中止に加え、あらゆる会合の自粛などにより飲食業を含め、本町の経済においても大きな影響があったものと考えているところです。

ご質問の経済対策については、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用しているところですが、令和2年度では、休業協力店舗補助事業や宿泊利用促進事業、飲食・食品クーポン券配布事業、緊急資金利子補給事業などへ5,336万5,000円、製粉事業者の持続化給付に対し2,344万8,000円、令和3年度においては、経営継続応援金に加え経営継続給付、クーポン券の配布、血液センターへの加工麺の提供など予算ベースで2,546万9,000円、2ヶ年において総額1億228万2,000円を支出しています。また、町の臨時交付金で足りない部分を町の上乗せ自主財源を用いて支援をしているところです。加工品などの商品のPRについては、施政方針でも述べましたが、北海道赤十字血液センターへ献血者の増加と町内加工事業者の消費拡大と本町の知名度向上を狙い、

1万食の加工麺を継続的に提供することとしており、更には、幌加内そばの里大使でもある上杉周大氏に本町の魅力動画の発信や、7月31日を「幌加内そば日」として普及させるため、高校生の提言でもいただいておりますSNS等を活用し情報発信を行うところです。また、幌加内町そば活性化協議会におきましても、層雲峡温泉において大晦日そば出しイベントの開催など、そば関係団体とも連携を図りながらPR活動を行って行くところであり、そば商品に限定することなく本町商工観光振興のため、各関係団体と連携し観光客や交流人口の増加を目指し、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて実施してまいりますのでご理解願います。以上で終わります。

○7番（中村雅義君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、中村議員。

○7番（中村雅義君） 町として交付金を使いながらいろいろ行っているのは、議会の中でも報告がありわかっていますが、このような対策は本当に予想もしない、長期にわたる影響、これで良いとの部分はどこにもないと思います。行政は予算化して出せば良いだけの部分だけではなく、飲食店や宿泊業者に関しては人の流れがなければ全く経営としてやってはいけません。飲食店や宿泊業者にしても廃業をしなければならぬところまで追い込まれる可能性がありますし、今、ごく一部でしか残っていない中で、これを減らす事には本当に町として顔がなくなる。そんなことを常々考えている。早期の対応を更に独自として行っていただきたい。また、幌加内はそばの生産する町として全国に知名度が上がっていますが、まだまだ本州までいくと幌加内そばはそれほどの認知はされていないような感じをしています。先程、PR部分の中で日赤の乾麺配布は確か上川管内部分であり、全道の部分まで広がってはいないと思っています。道内はある程度認知がされていると思いますが、やはり道外の部分も考えていただきたいと思っています。公社は半官民の部分ですが、ほかのそばの加工業者は芽吹いたばかりで体力的にもよちよち歩きの赤ちゃんみたいな形であり、今までは頑張っただけで辞めたとの業者はないですが、その部分を更に悪化させないように随時状況を見ながら、どの様な事が良いのか耳を立てながら調べて頂きたいと思っています。町長も前に言っていたように、幌加内というブランドの中で事業者がいる中で、やはり雇用が生まれる部分があるし、若い人が定着する部分の唯一の企業かなと思っています。今一度、もう少し手厚くしていただければと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） そばに関してはやはり、「日本一のそばの里幌加内」で、これはコロナに関わらずこれからも発信を続けていく。そばに関しては、幌加内は全国に先駆けて少し尖った形で施策の展開をしていきたいと思っています。また、コロナ対策に関しては、日経新聞などを拝読してもコロナだから儲けているような企業も沢山あります。先程、体質が弱いと言われていましたが、PR関係では、やはりSNS発信ですごく上手くやっている企業、起こす企業もあります。そういった中で目まぐるしく発展をしている企業もありますので、やはり知恵と工夫でまだまだ販売戦略はたてていけるのかなと私自身は思っています。地元企業は、そこに手を付けていただく、自らやっていただくのがありがたいかなと思っています。

○7番（中村雅義君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、中村議員。

○7番（中村雅義君） SNSを活用した形、全国では収益が上がっている会社も沢山あります。しかし、幌加内は材料が少ない部分があり、例えばSNSにしてもそれを十分に活用できる職員が会社にはいないなどがある。それらを含めながらソフトの部分も行政の部分でできるのであれば手伝いいただければと思います。

3点目、農産加工センターの建替えについて伺います。

令和元年に農産加工センターの建替えについての提案が産建文教常任委員会にもあり、常任委員会でも協議してきましたが、残念ながら新型コロナウイルスが収まらず振興公社の経営収支の見通しがたたないことから、令和2年に計画を中止するとの報告がありました。その後もコロナ禍は収まらず現在に至っています。この建替えは、振興公社のことだけでなく町内のそば加工業者の収支改善、幌加内そばのブランド化、更には農業所得の向上にも寄与するものと期待していたところだが非常に残念なことでありました。先程も申し上げましたが、製粉業者の経営収支が悪化していますし、更には公社の建物の老朽化が進んでおり町内業者が他の地域に委託、加工をしているのが現状であります。売れる商品を公社が開発することが必要と考えますが、現在の加工場としては手狭で他の町内業者からの受託は無理と考えています。以上の事からウィズコロナに対応するため、財政状況が厳しい時であることは十分承知しているが、将来のことを考えると、また、そば全体をけん引する上でも農産加工センターの建替えは再度検討すべきと考えるが如何なものか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

農産加工研究センターの改修計画については、令和元年度に農林水産省と協議を行い、六次産業化に特化した事業として令和2年度の国庫補助申請に向け進めておりましたが、直前になって新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度上半期の売上げが半減し、令和2年6月開催のほろかない振興公社の株主総会において建設中止の決定がされ、その内容については産建文教常任委員会においても報告したところであります。現在の販売ですが、巣ごもり需要の影響で加工麺の販売が微増となっており、そば粉の売上と合わせて、令和元年度との比較で約7割まで回復しているところです。令和2年には各製粉事業者9社で構成される幌加内町そば製粉組合が設立され、農産加工研究センターはその中心事業者としての役割も担っており、そばの製粉や加工、そば資源の活用について製粉事業者と連携することとしております。加工センターについては、建設から30年以上が経過し、老朽化が著しい中、コロナ禍で販売額低下の状況から、現在は最小限の設備更新、修繕を行っている状況であります。私としても、日本一のそばの里幌加内として、2次、3次産業をもっと増やすことに加え、現在外注しているそばの加工麺について町内で生産できないかなど製粉事業者とも協議を行いながら前向きに進めたいと考えているところです。コロナ対策に関しては、たぶん100に戻ることはもうないかと思えます。そういった中で少し前に進めていかなければならないとの考えを持っています。いずれにしても、この件に関しましては、ほろかない振興公社の株主総会の承認案件でありますので、まずは、そこのテーブルに乗せたいと考えております。以上で

終わります。

○7番(中村雅義君) 議長、7番。

○議長(小川雅昭君) 7番、中村議員。

○7番(中村雅義君) 加工センターについては、株主総会を経て協議をするとの事ではありますが、これは先程の2点目と繋がってきます。幌加内唯一の大型な職員を養っている施設であり、町長も言われましたがそばの加工、乾麺に関しては唯一、加工センターで行っています。一番望む事は、売れる、美味しい。聞くところによると外注で出す乾麺はほとんど収益率があまりないと聞いています。町長がよく言われている、「オール幌加内」の中、加工の部分も率先して公社が評判の良い乾麺を作っていたら、益々、SNSも機動性がありますが人のリピーターというものは、非常に速いものと聞いています。是非とも前向きの形で加工センターの部分の建てていただきたいと思っておりますので、再度答えをお願いします。

○町長(細川雅弘君) 町長。

○議長(小川雅昭君) 町長。

○町長(細川雅弘君) 頓挫した以前の計画から私何点か条件を付けたところであります。そのためには、まずは各製粉業者が外注に出している乾麺、これを是非、加工センターでやらせていただきたい。そういったものをひとつ担保にして設備投資をしたい。これは今も変わりません。もうひとつは、より良い商品づくりもそうですが、営業力、販売力、もうひとつは新商品の開発力、こういった物も並行してやっていかなければ無駄な投資になる。この3点に関しては、今現在も変わっていません。それをある程度、皆さんと今の製粉業者を含めて話し合っただけで決めていきたいと思います。

○7番(中村雅義君) 議長、7番。

○議長(小川雅昭君) 7番、中村議員。

○7番(中村雅義君) 町長は全体を見ながら聞きながらやることだと思います。1日もコロナで低迷をした、先程もどこの業種を聞いても加工部分は7割程度しか戻っていない話も聞いています。アフターコロナに向けて、公社が先んじて幌加内にある加工場を引っ張っていけるような施設に1日でもはやくなれるようにお願いしながら、質問を終わります。

○議長(小川雅昭君) これで中村議員の質問を終わります。

次に、1番、中川議員の発言を許します。

○1番(中川秀雄君) 議長、1番。

○議長(小川雅昭君) 1番、中川議員。

○1番(中川秀雄君) 幌加内町における「男女共同参画計画」の策定について伺います。

ジェンダー平等推進、男女の格差是正などの取組みを進めるうえで、全般的な施策の根拠法となっているのが男女共同参画社会基本法、1996.6月に施行されています。世界的なジェンダー平等推進の流れを受けて日本でも「男女平等基本法」の制定という声が高まるもとの「男女共同参画社

会基本法」はつくられたと聞いています。基本法は政府の男女共同参画基本計画を策定することを定めています。また、都道府県にも参画計画を義務づけ市区町村には努力義務を課しています。政府の基本計画は2000年に制定されて以降5年ごとに改定され、2020年に「第五次計画」が策定されたと聞いています。自治体の計画も政府の基本計画を「勘案して」定めることが基本法で求められています。都道府県及び政令指定都市ではすべて策定済みで、努力義務とされている市区町村でも策定する自治体は増え、市区では98.3%となっています。しかし町村ではもう少し率が低くなりますし、北海道の町村においては、現在はまだ半分はっていないと聞いています。本町はどうなっているのかと総務課に聞いたところ、現在、本町においては「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて「幌加内町特定事業主行動計画」が策定され推進されているが、対象が町職員に限定されたものであり「基本法」が求める計画とは少し異なると思われる。私たちのような小さな町で計画を作る議論もあるのかと思いますが、小さな町だからこそ自治体の占めるリーダーシップとしてとるウエイトは大きいと思いますので、是非、今ある計画も包含するかたちで政府の基本計画を勘案して、本町における「男女共同参画計画」を策定すべきではないかと思っています。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 今日、いみじくも1975年に国連が制定をした「国際女性デー」であり、今日の道新にも取り上げられております。コラムも私よく読むのですが、明治から昭和にかけて女性活動家として活躍をされた山川菊栄さん、この活動にも触れられていたころです。その中で、男女共同参画の分野において日本は2020年、ジェンダーギャップ指数で121位と世界水準から大きく遅れております。また、3日付の朝日新聞で、世界銀行が発表した男女格差の報告書「女性・ビジネス・法律2022」では、様々な分野での男女格差を数字化した結果、日本は190カ国地域中、総合スコア78.8で103位となり前年の80位から大きく順位を下げたとの報道がありました。唯一世界的に肩を並べるのは年金の水準が男女格差がないとの報道もありました。このような中で、両性の平等、女性差別の撤廃、暴力の根絶や健康支援などを取り上げ第5次男女共同参画基本計画が策定されたものと認識しています。その他にも計画策定に際し、政策意思決定の場に「男女半々」の目標、男女ともに人間らしく働き続けられる労働ルールの確立など多岐にわたる女性国会議員からの申し入れが行われたと承知しています。本町においても、子育て、教育、介護・医療、まちづくりなど、住民生活に密着した政策、方針決定過程において、女性が参画する意義は大変大きいものと考えております。先般、幌加内町まちづくりビジョンワークショップから報告書が私に提出されましたが、そのワークショップ委員には、18名中8名の女性が策定委員として将来に向かった重要なまちづくりについて、積極的に多くの意見を頂戴したところであります。私は、男女共同参画計画策定については、絵に描いた餅ではなく、しっかりとした検証と実効性が伴うことが出来なければあまり意味はないと考えています。現状では、男女平等に働くための、保育園や学童保育の充実、すでに行っている、ひとり親家庭の移住支援策の推進、育児休暇を取得しやすい職場づくりの啓蒙など、現在ある政策や制度を充実させ、第3次北海道男女平等参画基本計画を参考にしながら、本町で安心して働き子育てが出来る環境整備に努めて参りたいと考えており、今は、計画策定に即

着手する考えではないことをご理解を賜りたいと存じます。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君） 最後の方、聞き取れなかったのですが、私が今提案した国の法律に基づく男女共同参画社会基本計画は今のところ策定する考えはないとの理解で良いのですね。それに代わるものではないかもしれませんが、道の進めている男女平等参画計画に関する計画は策定をしたいということなのか再度、伺います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 最後の方は、道の計画等参考にしながら町政を進めていきたい。町独自の条例等は制定をする考えはありません。このご質問をいただいた時に、私自身、私見になりますが、いろんな方の顔が思い浮かびました。最初に浮かんだのが、一昨日頃放送されましたテレビドラマ、津田塾大学を設立した津田梅子さん、今度お札になる方です。明治から昭和にかけて本当に沢山の女性活動家が活躍をされました。津田梅子さんの後には愛弟子とって良いのか、私「らんたん」という小説を読んだのですが、その中の河井道さんがいますが、その方も後の恵泉女学園、今も中・高・大学・大学院がある学院を設立された方です。その後、平塚らいてうさんなどいろいろありますが、まずは女性の高等教育を推進しようとの動きがあり、その中で、いろんな活動家をして次に目標にしていたのは女性の参政権であったのかと思っています。そういったものを勝ち取って、また平塚らいてうさんや市川房枝さんなどが出てきて売春防止法などに取組んできております。日経新聞のコラムでシリーズとして掲載されていますが、森山由美子さんやいわゆる女性官僚。今、日本ユニセフの会長であります赤松良子さん、この方が旧労働省の中で男女雇用機会均等法の制定にかなり尽力をされた方です。そういった活躍の中でいわゆる自由の国といわれる、あのアメリカでさえ前々回の女性初の大統領といわれていたヒラリークリントンさん、この方がトランプさんに最終的に負けました。その後言ったのは「最後の一枚のガラスの天井が破れなかった。」と言っていました。あのアメリカでさえ目に見えない男女差とでも言いましょうか、目に見えない壁がある。本当にタリバン政権でもないですが、社会全体、地球全体にいわゆる男女の差というか男尊女卑と言っては失礼にあたるかもしれませんが、いわゆる目に見えない壁がある。そういう中でいろんな方、著名な方が活躍をしてきて少しずつ前進をしてきているのは間違いがないと思います。今私共が幌加内町の条例を作って何かをしようと言っても、これは多少無理があるのではないかと思います。私は逆に幌加内町の方がガラスの天井もなければ壁もないのかなと思っています。いろんな公職を逆にお願いをしても断られるというような状況にあるのも実体であります。そういった中で、今幌加内町の中で条例を作って進めるのはあまり実効性のないものかと考えておりますので、これ私見がかなり入りましたが、そんな思いでおりますことをご理解願います。

○1番（中川秀雄君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。

○1番（中川秀雄君） 先程述べました男女共同参画基本計画を作ることがジェンダー平等推進あ

るいは男女の格差是正全般を解決するものであるという事を私も思っていない。その計画の中でも一番先に掲げられているのが、町長も申し上げたように例えば諸々の意志決定や政策決定の機会に男女どれだけ平等に参画できているのかが大きな一つの指標になっていると思います。そういう面では我々の議会でも私の知る限りでは、ずっと女性議員になっている人が1人もいない。何が問題なのかは私も解りませんが、それらも含めて自分たちの意識変革も含めて、あるいは様々な啓蒙活動も含めて国連などが言っているジェンダー平等の推進は、いろんな施策の面で観点として持たなければならないと思います。私の誤解かもしれませんが、男女共同参画基本計画は条例化をするものではなくて一つの目標あるいは指針として持つものだと私は理解をしていますが。最初の質問で述べたように、対象は違いますがいろんな計画はあるわけです。たぶんその計画で良いと思います。例えば条例化をした場合に、議会の女性定数はなんぼかであるべきであるなどの条例は勿論作れませんから、そういうものではなくても少なくとも実態が私たちの町が配慮すべきジェンダー平等によって少しでも前進させるべき計画を、あくまでもこれは計画です。計画は作れるのではないかと。もしイエスとの話しであれば、次に進めようかと思ったのですが、まちづくりビジョンの定義をまとめる作業の中で策定委員も女性がやや半分くらい参画してもらったと。例えばそういう構成の検討委員会を立ち上げて、いろんな意見を伺って作っていただきたいと思いました。しかし、委員をこちらで指名をしてもなかなか手が無いのも実際そうです。やはりベースは部署で言うと総務課になるのかもしれませんが、その辺で考えて本町における具体的な課題と目標をある程度整理したものを作っていただけないかと私は思っているのですが。ちょっと捉え方が違っていたようなので、再度、見解をお願いします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 私も計画自体を決して否定をするものではありません。あるに越したことはないとの存在の部分も否定をするものではありません。しかし、男女平等等々と言うのは、そのこと自体が男女差を生んでいるのではないかと。そういった議論もあります。私が計画を作っても実効性が伴わないものであれば無理をして作るようなものではないかなと感じています。また違った形で、冒頭に行政報告で今回ゼロカーボンシティ宣言をさせてもらいました。これについても宣言をしたということで具体的な計画は全くないわけであります。それと今回の件は、同列にするようなものではないのかなと思っています。なので、今現在は先程答弁申し上げたとおり条例を含めて計画そういったものに着手するつもりは私自身、今のところないと考えているところです。

○1番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。



休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第7号

○議長（小川雅昭君） 日程第2、議案第7号、上川町村等公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君）（議案第7号朗読、記載省略）

本件の提案理由について、申し上げます。

当麻町、比布町、愛別町及び上川町の4町で構成する上川中部福祉事務組合が北海道知事から認可を受けて、令和4年4月1日から業務を開始する予定となっています。この組合は主に児童福祉法に基づく児童の発達支援それから障害者総合支援法の規定に基づく障害者の相談支援などの事務を共同処理するものです。今回、地方公務員法第7条第3項に基づく公平委員会について、上川町村会で共同設置している上川町村等公平委員会に加入したい旨、申し出があったので構成する町村議会での議決が必要となり提案をするものです。新旧対照表により説明をします。右が旧、左が新です。アンダーラインの部分、上川中部福祉事務組合を加える改正となっています。附則、この規約は令和4年4月1日から施行する。以上です。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第7号、上川町村等公平委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号 ～ 日程第6 議案第11号

○議長（小川雅昭君） 日程第3、議案第8号、幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件から日程第6、議案第11号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件までの4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君）（議案第8号・9号・10号・11号朗読、議案資料記載省略）

4件の議案の提案理由ですが、昨年8月10日、人事院勧告が行われ職員及び会計年度任用職員の期末手当の0.15月分の引き下げ。再任用職員の0.10月分の引き下げ。これに伴い今回、特別職3役についても職員同様に期末手当の0.15月分の引き下げを行います。また、本来であれば昨年12月1日が基準日であるので12月手当で引き下げ手当支給を実施することでしたが新型コロナウイルスへの対応、経済の動向なども重なり法案が通過せず12月手当については通常どおり支給したところです。その後、人事院の通知により12月通常支給した場合については、本来減じられる0.15月分、再任用については0.10月分ですが、それを令和4年6月期末手当で調整額として減額をする方法が示されました。今回は人事院勧告によります期末手当をそれぞれ公布の日から引き下げる改正、これは特別職、職員、再任用職員に適用いたします。会計年度任用職員は令和4年4月1日から引き下げ。また、本来12月手当で減額すべきであった金額を令和4年6月支給の手当において調整額として減額調整を行う改正。これは特別職、職員、再任用職員に適用いたします。令和4年6月手当において同様の調整額については、会計年度任用職員は適用除外とする旨の改正であります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第8号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第9号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第10号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第11号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。これから順次討論を行います。はじめに、議案第8号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第9号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第10号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。次に議案第11号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから順次採決を行います。はじめに、議案第8号、幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第12号

○議長(小川雅昭君) 日程第7、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(中河滋登君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(中河滋登君) (議案第12号朗読、記載省略)

本件の提案理由であります。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関して、これも昨年8月

10日、人事院が公務員人事管理に関する報告などで男性職員、女性職員とも育児休業を取得しやすい労務環境の整備に関する措置、これが新設されたこと。併せて勤務環境の整備に関する措置も新設され、本町の条例と照らし合わせ条例整備をするものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 8 議案第 13 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 8、議案第 13 号、幌加内町生活改善センター設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山渉君）（議案第 13 号朗読、記載省略）

今回の提案理由について申し上げます。

今回の改正については、本年 1 月 7 日をもって中央生活改善センターの解体工事が完了しましたので、所要の改正を行うものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第 13 号、幌加内町生活改善センター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第14号 ～ 日程第10 議案第15号

○議長(小川雅昭君) 日程第9、議案第14号、町道の路線廃止についての件から日程第10、議案第15号、町道の路線廃止の件まで2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(宮田直樹君) 建設課長。

○議長(小川雅昭君) 建設課長。

○建設課長(宮田直樹君)(議案第14号・15号朗読、議案資料記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

今回路線の廃止を提案します2路線については、国有林が管理をする道路であり昭和57年11月から町道としても認定をしており、管理上重複路線となっておりました。令和2年頃から複数の重複路線がある事実が確認されたため、森林管理署とその取扱いについて協議を行ってきたところです。2路線については、実際、道路が消滅していることから町道としての機能を廃止したく提案するものです。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第14号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。次に、議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから順次討論に入ります。はじめに、議案第14号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第15号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。

はじめに、議案第14号、町道の路線廃止についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第 15 号、町道の路線廃止についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 16 号 ～ 日程第 12 議案第 17 号

○議長 (小川雅昭君) 日程第 11、議案第 16 号、町道の路線変更認定についての件から日程第 12、議案第 17 号、町道の路線変更認定の件まで 2 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長 (宮田直樹君) 建設課長。

○議長 (小川雅昭君) 建設課長。

○建設課長 (宮田直樹君) (議案第 16 号・議案第 17 号朗読、議案資料記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

今回路線の変更を提案します 2 路線については、路線の一部が国有林で管理する道路になっており町道としても認定をしており管理上重複路線となっております。議案第 14 号、15 号同様に森林管理署とその取扱いについて協議を行ってきたところです。実際、道路が消滅している国有林管理区間を町道から除外したく提案するものです。

○議長 (小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第 16 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小川雅昭君) 質疑なしと認めます。次に、議案第 17 号について質疑ありませんか。

○3 番 (中南裕行君) 議長、3 番。

○議長 (小川雅昭君) 3 番、中南議員。

○3 番 (中南裕行君) 早雲内線について、地先に農地があると思うのですが耕作者に説明をして同意を得ているのでしょうか。

○建設課長 (宮田直樹君) 建設課長。

○議長 (小川雅昭君) 建設課長。

○建設課長 (宮田直樹君) 現行は地先の方には、説明はしておりません。廃止をした場合についても耕作等に影響のないものと判断をしています。

○議長（小川雅昭君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから順次討論に入ります。はじめに、議案第16号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第17号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。

はじめに、議案第16号、町道の路線変更認定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、町道の路線変更認定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第18号 ～ 日程第19 議案第24号

○議長（小川雅昭君） 日程第13、議案第18号、令和4年度幌加内町一般会計予算の件から、日程第19、議案第24号、令和4年度幌加内町奨学資金特別会計の7件までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第18号、令和4年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君）（議案第18号朗読、記載省略）

令和4年度一般会計予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症が国内で発生してから2年経過し未だ収束が見えない中、国では「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、「経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の改革を加速・拡大し、なおかつ新型コロナウイルス感染症における対応やグリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化が図られた予算編成が行われたところです。令和4年度につきましては、細川町長二期4年目の予算編成となり、「幌加内町一般廃棄物最終処分場建設事業」や「朱鞠内コミュニティセンター等耐震工事」など大型事業が令和3年度に完了し予算規模としては縮小しているものの、人口減少が進む中で将来の財政負担も考慮しながら地域経済や産業振興の状況等も考慮し、住生活環境整備、子育て支援、地域

医療、介護の確保、教育環境整備など、幌加内町第7次総合振興計画が確実に実行できるよう、町長の施政方針で申し上げました、内容で取組んだところであります。

それでは、一般会計予算書の206ページをお開き願います。資料として「令和4年度一般会計歳入予算内訳」になっております。次に、207ページから「令和4年度一般会計歳出予算内訳」のNo.1からNo.3を添付しております。

まず、206ページの「一般会計歳入予算内訳」からご説明致します。

この表は、1款「町税」から20款「町債」までの款別に前年度当初予算額との比較、財源区分、構成比を示したものであります。総額では、歳入歳出それぞれ同額の41億4,325万9,000円としており、前年度対比マイナス4億1,145万9,000円、9.0%の減となっております。

それでは、主な内容について、ご説明致します。

歳入、まず1款「町税」についてですが、町民税については、前年度対比プラス490万6,000円、5.7%の増であります。主な要因は、営業所得及び農業所得の増加に伴う課税標準額の増によるものです。次に固定資産税ですが、前年度対比プラス78万円、1.1%の増であります。主な要因は、償却資産の増加によるものです。2款「地方譲与税」につきましては、前年度対比プラス2,210万2,000円、39.9%の増となっております。主な要因は、「地方揮発油譲与税」、「自動車重量譲与税」の税収見込みが増加したことによるものです。3款「利子割交付金」、4款「配当割交付金」、5款「株式等譲渡所得割交付金」につきましては、特に説明はございません。6款「地方消費税交付金」につきましては、前年度対比プラス300万円、10.0%の増となっております。主な要因は、交付金の見込みが増加したことによるものです。7款「自動車税環境性能割交付金」につきましては、特に説明はございません。8款「地方特例交付金」につきましては、前年度対比マイナス220万1,000円、55.0%の減となっております。主な要因は交付金の見込みが減少したことによるものです。9款「地方交付税」につきましては、前年度対比プラス1億3,000万円、6.1%の増となっております。増減要因としましては、令和4年度地財計画では出口ベースで0.9%の増となっており、令和3年度より令和2年度国勢調査による人口が反映され、需要額の減少が想定より少なかったこと及び、算定科目に「地域デジタル社会推進費」が令和3年度、令和4年度に限り、約4,700万円程度追加になったこと等を考慮し増額としております。10款「交通安全対策特別交付金」につきましては、前年度対比プラス299千円、29,900.0%の増となっております。主な要因は近年交通事故の増により交付を受けていることから交付金の見込みが増加したことによるものです。11款「分担金及び負担金」では、前年度対比マイナス415万円の19.1%の減となっております。主な要因は、「道営土地改良事業分担金」の減によるものです。12款「使用料及び手数料」では、前年度対比マイナス877万8,000円、4.4%の減となっております。主な要因は、患者数の減少により「幌加内診療所」および「歯科診療所」の診療報酬使用料で620万円の減によるものです。13款「国庫支出金」では、前年度対比マイナス3,005万5,000円、10.4%の減となっております。主な要因は、「社会資本総合交付金」の「道路改良事業」及び「公住計画策定事業」で624万円の減、「循環型社会形成推進交付金」の「最終処分場整備事業」で2,991万9,000円の減によるものです。14款「道支出金」では、前年度対比プラス960万3,000円、4.5%の増となっております。主な要因は、「参議院議員選挙事務委託費」及び「北海道知事選挙事務委託費」で644万8,000円の増によるものです。15款「財産収入」では、前年度対比マイナス1,305万円、42.4%の減となっております。



主な要因は、町有林皆伐時の「生産物売払収入」で1,200万3,000円の減によるものです。16款「寄附金」では、前年度対比プラス1,000万円、22.2%の増となっております。主な要因は、「ふるさと納税収入」の増によるものです。17款「繰入金」では、前年度対比マイナス1億613万6,000円、22.1%の減となっております。主な要因は、「財政調整基金」、「公共施設等整備基金」からの繰入金1億523万4,000円の減によるものです。令和4年度当初予算につきましても、財源不足による基金繰入が必要となっておりますが、特定目的基金としては、公共施設等整備基金で7,950万円、これは、生涯学習センターふれあいホールの舞台吊物装置改修事業で3,300万円、幌加内高等学校温室棟遮光保温カーテン取替工事1,600万円、その他施設整備で3,050万円をそれぞれ充当。減債基金で8,170万9,000円、これは、診療所・テルケア建設の町債償還分として充当。その他の財源補填として、財政調整基金を1億9,256万6,000円、合計で3億7,000万円を財源不足として、基金の繰入を行うものです。18款「繰越金」については、特に説明はございません。19款「諸収入」では、前年度対比プラス170万6,000千円、2.7%の増となっております。主な要因は、「簡易郵便局取扱収入」で126万円の増によるものです。20款「町債」では、前年度対比マイナス4億2,960万円、56.2%の減となっております。主な要因は、「朱鞠内コミュニティセンター等耐震改修事業債」で2億7,650万円の皆減によるものです。その他、「総務債」では「多目的広場整備事業債」で2,550万円の皆増、「衛生債」では、「一般廃棄物処分場整備事業債」で1億9,790万円の皆減、「土木債」では、「橋梁補修事業債」で910万円の減、「移住定住促進団地建設整備事業債」で3,030万円の皆増、「河川改修事業債」550万円の増、「教育債」では、「中央公民館耐震改修事業債」で4,130万円の増、「臨時財政対策債」で6,000万円の減と変動しております。また、「過疎地域自立促進特別対策事業」、通称、過疎債ソフト事業については、「集落整備事業」のほか、4事業、「生活環境安全対策事業」、「子育て支援対策事業」、「プレミアム付商品券発行事業」、「政和温泉周辺観光整備事業」で総額2,340万円を当初予算に計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて「歳出予算内訳」の主なものについて、ご説明致します。次の207ページNo.1をお開き願います。なお、「歳出予算内訳」は、No.1から209ページのNo.3までとなっております。この表は、1款「議会費」から15款「予備費」まで、款別の前年度当初予算額との比較、構成比及び、性質別の前年度対比、構成比を分析したものです。

それでは、1款「議会費」についてですが、前年度対比マイナス216万3,000円、5.6%の減となっております。主な要因は、「行政調査旅費」で139万2,000円の減によるものです。2款「総務費」では、前年度対比プラス5,724万9,000円、17.1%の増となっております。主な要因は、「まちづくりビジョン策定業務委託料」で966万3,000円の皆減となりましたが、「町長車購入費」で662万2,000円、「多目的広場整備工事」で2,687万5,000円の皆増によるものです。3款「民生費」では、前年度対比プラス1,384万7,000円、3.6%の増となっております。主な要因は、「介護給付訓練等給付」で581万8,000円の増、「保育所運営費」で639万6,000円の増によるものです。4款「衛生費」では、前年度対比マイナス2億4,706万2,000円、57.8%の減となっております。主な要因は、「一般廃棄物処分場整備事業」で2億5,361万3,000円の皆減となりましたが、新たに2項3目として「汚泥堆肥施設費」622万8,000円の皆増によるものです。5款「労働費」は、特に説明はございません。6款「農林水産業費」では、前年度対比マイナス1,399万円、4.5%の減

となっております。主な要因は、昨年度まで1項5目にありました「地力維持増進施設費」で557万8,000円の皆減、「道営土地改良事業負担金」で1,322万円の減によるものです。7款「商工費」では、前年度対比プラス461万5,000円、2.5%の増となっております。主な要因は、「ふれあいの家まどか厨房天井改修工事・体験実習棟天井改修工事」で467万5,000円の皆減、「幌加内町観光協会補助金」で334万8,000円の減となりましたが、「交流プラザ1階トイレ洋式化工事」で612万7,000円、「ふれあいの家まどかトイレ洋式化工事」1,178万1,000円の皆増によるものです。8款「土木費」では、前年度対比マイナス804万3,000円、1.1%の減となっております。主な要因は、「公営住宅建設工事」で4,950万円の皆減、「道路台帳修正業務委託料」で826万3,000円、「町道改修工事」で1,344万2,000円の減となりましたが、「町有住宅購入費」で4,048万円の皆増。「河川維持補修工事」で550万円の増によるものです。また、道路改修工事総額では2億242万6,000円を予算計上させていただいております。9款「消防費」では、前年度対比マイナス493万5,000円、2.8%の減となっております。主な要因は、「士別地方消防事務組合負担金」の内、「本部共通経費分」で173万4,000円、「幌加内支署負担経費分」で372万円減によるものです。10款「教育費」では、前年度対比マイナス1億8,199万2,000円、28.6%の減となっております。主な要因は、「朱鞠内コミュニティセンター等耐震改修工事」で2億9,114万8,000円、「町有住宅改修工事」で2,310万円、「耐震改修工事実施設計業務委託料」573万1,000円の皆減となりましたが、「中央公民館耐震改修工事」で4,920万3,000円、「ふれあいホール舞台吊物装置改修工事」で3,137万2,000円の皆増によるものです。11款「災害復旧費」については、特に説明はございません。12款「公債費」では、前年度対比マイナス771万9,000円、1.3%の減となっております。主な要因は、平成9年度に借入を行いました「ノースタウンB棟建築事業」に係る元金償還が完了したことによるものです。13款「諸支出金」については、特に説明はございません。14款「職員費」では、前年度対比マイナス2,134万7,000円、2.8%の減となっております。主な要因は、職員数の減に伴う一般職給与及び人事院勧告により支給月数が増えた期末勤勉手当の減によるものです。最後に15款「予備費」については、特に説明はございません。

続いて、性質別の内容について、ご説明致します。

まず「人件費」についてですが、この人件費では、議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員の給与等がここに分類されます。前年度対比、マイナス1,301万3,000円、1.6%の減であります。主な要因は、職員費の説明と重複しますが、一般職給与及び期末勤勉手当の減によるものです。次に「物件費」ですが、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比プラス4,222万3,000円、6.0%の増であります。主な要因は、燃料費高騰により各科目で計上しています「燃料費」の合計が1,841万1,000円の増によるものです。次に「維持補修費」ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修及び除排雪に関する経費が、ここに分類されます。前年度対比プラス1,696万8,000円、7.0%の増であります。主な要因は、8款2目「道路橋梁費」の「修繕料」で426万7,000円、「町道除雪業務委託料」で472万7,000円、「燃料費」で337万7,000円の増によるものです。次に「扶助費」ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費が、ここに分類されます。前年度対比プラス1,052万1,000円、8.5%の増であります。主な要因は、3款「民生費」で申し上げました「介護給付訓練等給付」で581万8,000円の増、「保育所運営費」で639万6,000円の増によるものです。

次の208ページNo.2を、お開き願います。

まず「負担金」についてですが、各種団体や一部事務組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比マイナス700万2,000円、3.3%の減であります。主な要因は、9款「消防費」の「土別地方消防事務組合負担金」で545万4,000円の減によるものです。次に「補助費等」ですが、各種団体・事業への「補助金」並びに「交付金」がここに分類されます。但し、建設事業費に係るものは、除かれます。前年度対比マイナス175万2,000円、0.3%の減であります。主な要因は、歳出、10款「教育費」の「山村留学推進協議会補助金」で144万円の減によるものです。次に「建設事業費」ですが災害復旧事業費を除く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修費などがここに分類されます。前年度対比マイナス4億5,502万5,000円、38.7%の減であります。主な要因は、歳出、4款「衛生費」で申し上げました「一般廃棄物処分場整備事業」で2億5,361万3,000円皆減、10款「教育費」で申し上げました、「朱鞠内コミュニティセンター等耐震改修工事」で2億9,114万8,000円の皆減となったもの、同じく「教育費」で申し上げました、「中央公民館耐震改修工事」で4,920万3,000円、「ふれあいホール舞台吊物装置改修工事」で3,137万2,000円の皆増によるものです。次に「災害復旧費」については、特に説明はございません。次に「公債費」ですが、前年度対比マイナス771万9,000円、1.3%の減であります。主な要因は、歳出、12款「公債費」で申し上げました、平成9年度に借入を行いました「ノースタウンB棟建築事業」に係る元金償還が完了したことによるものです。次に「積立金」ですが、特に説明はございません。次の209ページNo.3を、お開き願います。次に「投資・出資・貸付金」については、特に説明はございません。次に「繰出金」ですが、前年度対比プラス293万4,000円、1.6%の増であります。主な要因は、「下水道事業特別会計繰出金」で474万3,000円の減、「簡易水道事業特別会計繰出金」で1,220万6,000円の増によるものです。最後に「予備費」については、特に説明はございません。

次に「第2表 債務負担行為」について、ご説明いたします。5ページをお開きください。

強靱化機器等購入事業についてですが、昨年度も機器等の入替を一部実施しておりますが、自治体としての情報セキュリティ強靱化を図る必要があり、庁舎内強靱化等に使用しているシステムはインターネット回線から分離するなどの対策を講じる必要があり、そのシステム機器が耐用年数により更新するものです。本町としては、今年度においても北海道市町村備荒資金組合の低利率な資金（資機材譲渡事業）を活用し、整備するものでありますが、後年4年にわたり分割返済することとなるため、債務負担行為を設定するものです。農業関係2件につきましては、例年どおりとなっております。中小企業関係につきましては、例年どおりの内容に令和2年度から実施されております新型コロナウイルス感染症対策緊急資金利子補給が対象となっております。次に第3表地方債につきましては、後ほどお見通し願います。以上で、令和4年度幌加内町一般会計予算（案）の概要説明を終わります。

本年度につきましては、冒頭、申し上げましたとおり、細川町長二期4年目の予算編成となりました。先人が築かれてきました健全財政を堅持することはもちろんのこと、将来にも持続可能で効率の良い予算執行とコロナ対策にもしっかりと取り組み進めて参りたいと存じます。町議会並びに、町民の皆様の多大なるご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、一般会計の予算（案）の概要説明と致します。なお、特別会計につきましては、各担当課長よりご説明致しますので、よろしくようお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 19 号、令和 4 年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに議案第 20 号、令和 4 年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いします。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第 19 号朗読、議案第 20 号朗読、記載省略）

幌加内町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和 4 年度予算は、対前年度比マイナス 1,542 万 2,000 円、8.2%の減です。主な要因は、被保険者等の減少や新型コロナウイルス感染症による受診控えが影響し、療養給付費が 1,318 万 8,000 円、12.8%の減となったことによるものです。

次に、幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和 4 年度予算は、対前年度比マイナス 281 万 7,000 円、8.0%の減です。主な要因は、被保険者の減少などに伴う所得の減少により、保険料等負担金が 278 万 6,000 円、8.5%の減となったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 21 号、令和 4 年度幌加内町介護保健特別会計予算の概要説明をお願いします。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹谷浩昌君） （議案第 21 号朗読、記載省略）

令和 4 年度予算は、1 億 8,733 万 2,000 円としており、前年度対比プラス 683 万円、3.8%の増となっております。主な要因は、保険給付費の「居宅サービス給付費」、「施設サービス給付費」、「特定入所者サービス費」で対象者の増により 670 万円の増となったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 22 号、令和 4 年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算並びに議案第 23 号、令和 4 年度幌加内町下水道事業特別会計予算の概要説明をお願いします。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 22 号朗読、記載省略、議案第 23 号朗読、記載省略）

幌加内町簡易水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和 4 年度予算は、9,426 万 7,000 円としており、前年度対比プラス 1,712 万 8,000 円、22.2%の増となっております。主な要因は、簡易水道事業では昨年度より、令和 5 年度にかけて公営企業法適用対応として、今年度は固定資産台帳整備業務委託料 656 万 7,000 円を計上しています。また、沼牛雑用水区域を幌加内簡易水道へ拡張するため、必要な給水管・配水管工事費用として 713 万 9,000 円を実施することになったことによるものです。

引き続きまして、幌加内町下水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和 4 年度予算は、9,562 万 9,000 円としており、前年度対比プラス 799 万円、9.1%の増となっております。主な要因は、下水道事業では昨年度より、令和 5 年度にかけて公営企業法適用対応

として、今年度は固定資産台帳整備業務委託料 656 万 7,000 円を計上しています。また農業集落排水施設の機能強化を実施する為に農集改築更新実施設計業務委託料 1,400 万円を実施することになったことによるものです。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 24 号、令和 4 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いします。

○教育次長（内山渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山渉君）（議案第 24 号朗読、記載省略）

幌加内町奨学資金特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

総額では歳入歳出それぞれ 421 万 2,000 円、前年度同額となっています。主な内容としては歳出の貸付け事業として継続 1 件、新規 7 名分を予算計上し貸付総額 420 万円としています。歳入の返還事業は 6 名分を予算計上し返還総額 144 万円としているところです。3 ページに第 2 表、債務負担行為に関する調書を添付していますので後ほどお目通し願います。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 12 時 00 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

只今、議案第 18 号、令和 4 年度幌加内町一般会計予算から議案第 24 号、令和 4 年度幌加内町奨学資金特別会計予算までの 7 件に関し、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加しただちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案をただちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

#### ◎追加日程第 1 動議案第 1 号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第 1、動議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

- 1番（中川秀雄君） 議長、1番。
- 議長（小川雅昭君） 1番、中川議員。
- 1番（中川秀雄君） （動議案第1号、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑、討論を省略し本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は動議案のとおり決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長については、委員会条例第8条の規定にかかわらず、議長から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって委員長、副委員長については議長から指名することに決定しました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には7番、中川議員、副委員長には2番、市村議員、8番、小関議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

#### ◎延会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（小川雅昭君） これで本日の会議を閉じます。

閉会 午後12時 6分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 8 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員